

毎年、規約 第2条に基づき、河川整備計画の点検を行います。
再評価を受ける5年に1回の年は、全項目を点検し、その他の年は、事業の進捗状況などを報告いたします。

<規約>

(目的と設置) 第2条

流域委員会は、三重河川の河川整備計画(案)の策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 点検を行う河川として鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川の各大臣管理区間とする。

1年目:全項目 ※再評価時

2年目:事業の進捗など

3年目:事業の進捗など

4年目:事業の進捗など

5年目:事業の進捗など

1年目:全項目 ※再評価時

1. 流域の社会情勢の変化
 - ・土地利用の変化
 - ・人口・資産等の変化
 - ・近年の災害発生状況等
2. 地域の意向
 - ・地域の要望事項等
3. 事業の進捗状況
 - ・事業完了箇所
 - ・事業中箇所の進捗状況等
4. 事業進捗の見通し
 - ・当面の段階的な整備の予定等
5. 河川整備に関する新たな視点
 - ・水防災意識社会再構築ビジョン
 - ・地震・津波対策等
6. 点検結果
 - ・点検結果のまとめ
 - ・今後の進め方